

## 丹波篠山市史編さん委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波篠山市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑に推進するため、丹波篠山市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市史編さんの方針、計画等の重要事項に関すること。
- (2) 市史編さんに必要な資料の調査、収集、研究、執筆、編集、刊行等（以下「調査等」という。）に関すること。
- (3) その他市史編さんに関し市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域史等を研究する者または研究する団体を代表する者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会の方針に基づき、必要な事項を審議し、市史編さん作業を円滑に推進するため、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 通史編専門委員会

(2) 地域編専門委員会

2 各専門委員会は、委員7人以内で組織する。

3 専門委員会の委員は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者で構成する。

(1) 通史編専門委員会 次に掲げる者

ア 委員会の委員のうちから、委員長が指名する者

イ 次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者

(ア) 識見を有する者

(イ) その他市長が必要と認める者

(2) 地域編専門委員会 次に掲げる者

ア 委員会の委員のうちから、委員長が指名する者

イ 次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者

(ア) 識見を有する者

(イ) 地域史等を研究する者または研究する団体を代表する者

(ウ) その他市長が必要と認める者

4 第4条の規定は、専門委員会の委員に準用する。

5 第5条及び前条の規定は、専門委員会に準用する。

(専門部会)

第8条 市史編さんを専門的分野から分担して調査・研究し、その作業を効率的に推進するため、通史編専門委員会に、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 考古編専門部会

(2) 古代編専門部会

(3) 中世編専門部会

(4) 近世編専門部会

(5) 近現代編専門部会

(6) 文化財編専門部会

(7) 自然環境編専門部会

2 各部会は、委員若干人で組織する。

3 部会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 通史編専門委員会の委員

(2) 次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

- イ 地域史等を研究する者または研究する団体を代表する者
- ウ その他市長が必要と認める者

- 4 部会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 部会に、部会長を置き、通史編専門委員会の委員をもって充てる。
- 6 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

(協力員)

第9条 市史編さんを効率的に推進するため、必要に応じ資料の調査等の業務に係る協力員を置くことができる。

- 2 協力員は、専門委員会の委員又は部会長の推薦により、専門委員会の委員長が指名する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

(招集特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。